

令和2年度税制改正大綱（法人税）の主な内容

1 オープンイノベーションに係る税制措置の創設

特定事業活動を行う青色申告法人が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業への出資の払込（大法人は1億円以上、中小法人は1千万円以上）により取得した株式（「特定株式」という）を、その取得した日を含む事業年度末日まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入することができる。

上記の適用を受けた法人が、特定株式を譲渡した場合や特定株式につき配当を受けた場合等の事由が生じたときは、その事由に応じた金額を特別勘定から取り崩し益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

2 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

(改正前)	(改正後)
当期国内設備投資額 > 当期減価償却費総額の10%	当期国内設備投資額 > 当期減価償却費総額の30%

3 大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除適用要件の見直し

(改正前)	(改正後)
当期国内設備投資額 \geq 当期減価償却費総額の90%	当期国内設備投資額 \geq 当期減価償却費総額の95%

4 交際費等の損金不算入制度の延長等

交際費等の損金不算入制度はその適用期限を2年延長。

接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上で、その適用期限を2年延長。

中小法人に係る損金算入の特例（年800万円の定額控除限度額）も2年延長。

5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の一部見直しと延長

次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

①対象法人から連結法人を除外する。

②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を、現行の千人から500人に。

6 5 G投資促進税制の創設

青色申告法人で、「特定高度情報通信システムの普及の促進に関する法律」の認定特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、国内の事業の用に供した場合等には、その取得価額の30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができる。ただし控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。

7 連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行

令和4年4月1日以後開始する事業年度から、従来の連結納税制度はグループ通算制度へ移行する。グループ通算制度の主な特徴は以下の通り。

(1) グループ通算制度の基本的な仕組み

①適用法人及び適用方法…以下の2点を除き、基本的に連結納税制度と同様。

イ、親法人及び各子法人が法人税の申告を個別に行う

ロ、青色申告であること

②親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができるほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講じる。

③グループ通算制度の適用法人は電子申告が義務付けられる。

(2) 所得金額及び法人税額の計算

①損益通算・・・欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の金額の比で配分、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

②欠損金の繰越控除・・・基本的には連結納税制度と同様。

ただし、グループ通算制度の適用開始・加入前の欠損金については一定の制限を課す。

(3) 中小法人の判定

グループ内のいずれかの法人が大法人である場合には、中小法人の特例を適用できない。